

文京区
小規模保育事業の認可・運営の手引き
【平成29年度】

平成29年11月

文京区子ども家庭部幼児保育課

1. 趣旨・目的

現在、本区では、保育ニーズの高まりに迅速に対応するため、「文京区子ども・子育て支援事業計画」に基づき、私立認可保育所等の整備を中心に待機児童の解消に取り組んでいるところです。特に待機児童が多く生じている0歳児から2歳児を中心とした保育施設を整備するに当たり、小規模保育事業を設置・運営する事業者の提案を随時受け付けています。

本書は、小規模保育事業の実施に関する本区の基本的な方針、認可手続きのルール、小規模保育所を運営する上での基本的な考え方等を整理し、円滑な小規模保育事業の導入及び本事業における保育の質の向上に資することを目的としています。

2. 提案内容

(1) 対象施設

新規に設置する小規模保育事業A型（以下、小規模保育事業という。）

(2) 対象児童及び定員

対象児童 0歳児から2歳児（0歳児については、生後43日目以降の児童を対象とする。）

定 員 12～19名

(3) 開設時期

平成29年度期中以降

(4) 地域

文京区内全域

3. 資格要件

(1) 事業者の要件

以下の要件を全て満たしていること。

① いずれかの施設を原則1年以上継続して運営していること。（平成29年4月1日現在）

(ア) 認可保育所

(イ) 認定こども園

(ウ) 地域型保育事業

(エ) 自治体の認証又は認定を受けた保育施設（東京都認証保育所等）

(オ) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設

② 上記①に掲げる要件を満たさない事業者にあつては、①(ア)～(オ)に掲げる施設の運営経験を有する事業者とコンサルティング契約を締結する等、適切な支援体制を構築していること。

③ 応募時点で法人格を有していること。

(2) 保育施設の運営を適正に行っていること

法人が運営している保育施設等において、所管庁が実施する直近の監査、指導検査で重大な文書指摘を受けていないこと。

(3) 運営に必要な経済的基盤があること

以下の要件を全て満たしていること。

- ① 自己資金として年間事業費の「1/12」以上に相当する額の資金を、安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
- ② 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- ③ 直近1年間の会計年度において、債務超過（負債が資産を上回っている状況）になっていないこと。
- ④ 小規模保育事業の実施にあたり、新規に建物の賃貸借契約を締結する場合は、①に加え賃借料相当額の1年以上を有していること。

(4) 「家庭的保育事業等の認可等について(平成26年12月12日付け雇児発1212第6号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)」に準拠すること

(5) 欠格事項

次のいずれかに該当する事業者からの提案は受け付けません。

- ① 児童福祉法第34条の15第3項第4号に該当するもの
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触するもの）
- ③ 直近1年間の法人税及び消費税を滞納しているもの
- ④ 直近1年間の法人事業税及び地方消費税を滞納しているもの
- ⑤ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等）にあるもの
- ⑥ 代表事業者及びグループ構成事業者が、以下のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、または暴力団員等が事業者の経営に事実上関与していると認められるとき
 - (イ) 業務に関し、不正に財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるために暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用したと認められるとき
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員等に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき

- (エ)暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき
- ⑦ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当するもの

4. 提案にあたっての条件

(1) 法令等の遵守

小規模保育事業の設置・運営にあたり、以下の法令及び条例、関係規程の基準を満たすこと。

- ・ 児童福祉法及び関連法令
- ・ 子ども・子育て支援法及び関連法令
- ・ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）
- ・ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第47号）
- ・ 文京区子ども・子育て支援法施行細則（平成26年11月文京区規則第55号）
- ・ 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月文京区条例第25号）
- ・ 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月文京区規則第26号）
- ・ その他家庭的保育事業等関連規則等
- ・ 建築基準法及び関連法令

(2) 施設長

開園する3か月前までに、施設長が決定もしくは内定していること。

【施設長の基準】（※公定価格の管理者設置加算の対象となる者であることが望ましい。）

① 次の要件のいずれかを満たす者

ア 以下の施設において、同一施設で継続して1年以上保育士として勤務経験があること。

(ア)児童福祉施設

(イ)認定こども園

(ウ)小規模保育施設（A型・B型）、事業所内保育施設

(エ)自治体の認証又は認定を受けた保育施設

イ アに準ずる者であって、区長が適当と認めた者

国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。

② 原則として専任の常勤職員であること。他施設の施設長との兼任は不可とする。ただし、次の職については兼任を可とする。

(ア)当該施設の保育士

(イ)当該法人の代表者

(3) 建物

- ① 物件（建物）は事業者の提案によるものとし、次のいずれかに該当する物件であること。
(ア) 事業者が所有権を有している又は事業開始に支障のない時期までに自己所有となる物件
(イ) 事業開始に支障のない時期までに賃借が可能となる物件で、当該物件の賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。（ただし、転貸物件は不可）
- ② 検査済証の写しを提出できること。
(ア) 建物を改築・改修をしている場合は、改築・改修後の検査済証の写しを提出すること。
(イ) 検査済証を紛失している場合は台帳記載事項証明書を提出すること。
- ③ 建築基準法における「新耐震基準(昭和56年6月1日施行)」により建築された建物であること。これによらない場合は、建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはIs値が0.7以上かつq値が1.0以上若しくはCtuSd値0.3以上、木造の建築物にあってはIw値が1.1以上であることが確認された建築物であること。
- ④ 小規模保育事業所を開設するまでに、建築基準法に定める検査済証の用途が「保育所」となっていること。ただし、既存建物を改修し、100㎡以下の保育所を設ける場合にあっては、一級建築士による建築基準法等上の保育所の基準を満たしていることを証する文書を提出すること。
また、建築時の建築確認申請書及び確認済証、検査済証を得ている建物であることをあらかじめ確認すること。
- ⑤ 入所児童が安全に避難できるよう、保育室は原則1階から3階とすること。
- ⑥ 非常口が火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること
- ⑦ 室内化学物質対策に関しては、「保育所設置認可等事務取扱要綱（平成10年3月31日付け9福子推第1047号。東京都福祉保健局長通知）別紙1保育所における室内化学物質対策実施基準」を満たすこと。
- ⑧ 以下の基準を満たしていること。
また、小規模保育事業の設計にあたっては、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例や建築基準法等関係法令等を遵守するほか、東京都保育所設置認可等事務取扱要綱（23福保子保第2320号）等に基づく認可基準等に準じて整備すること。

区 分	要 件
乳児室又はほふく室	乳児室又はほふく室の面積は乳幼児一人につき3.3平方メートル以上とし、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ）として確保すること。
保育室又は遊戯室	保育室又は遊戯室の面積は幼児一人につき1.98平方メートル以上とし、保育に有効な面積として確保すること。
医務室	静養できる機能を有すること。事務室等内への設置も可とする。

屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は幼児一人につき3.3平方メートル以上とし、児童が実際に遊戯できる面積として確保すること。保育所の付近にある公園等で代替可
調理設備	調理を行うスペースは、乳幼児が乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）から簡単に立ち入ることがないように、保育室等と区画されていること。調理設備は定員に見合う面積・設備を有すること。
手洗い設備、その他	保育室等には手洗い設備を設けること。 トイレには保育室等用とは別にトイレ専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室等及び調理スペースと区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。 また、汚物流し及び沐浴設備を設置することが望ましい。

(3) 竣工時期

開園する1月前までに工事が完了し、建物が竣工していること。

※ 4月開園予定の場合は、2月末に工事が完了している必要があります。

5. 運営について

(1) 開所時間

午前7時15分～午後6時15分（11時間開所）

また、1時間以上の延長保育を実施すること。

(2) 開所日

月曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く。）

(3) 年齢別定員

年齢別の定員を設けること。設定にあたっては、1歳児の新規入園が可能となるよう考慮すること。

(4) 職員配置等

① 保育士の配置は、0歳児3人に1人以上、1・2歳児6人に1人以上とする。また、保育実務経験1年未満の者の割合は全体の2割程度とすること。

② 基準上必要な保育士に加え、運営上必要な保育士(非常勤も可)を2人以上配置すること。

③ 上記①②に加え、保育従事者を1人以上配置すること。なお、保育士以外の保育従事者を配置する場合は子育て支援員研修を修了しなければならない。（経過措置あり）

④ 開所時間中は常勤の保育士1人以上を含む2人以上を配置すること。

⑤ 嘱託医、調理員、事務職員（非常勤も可。管理者等との兼務可）を配置すること。

(5) 保育士の確保

保育士確保のための手段や育成方法に関して、実現性が高い計画が立てられていること。

(6) 児童の入所

入所児童は保育の必要性の認定を受け、区が利用調整により決定した児童とする。

(7) 健康管理及び衛生管理

- ① 児童に対し、利用開始時の健康診断及び月 1 回以上の定期健康診断を実施すること。
- ② 児童の健康状態並びに発育及び発達状態の把握に努めること。
- ③ 虐待の予防・早期発見のための対策や虐待が疑われる場合の対応策を講じること。
- ④ 児童の疾病等に適切な対応を図ること。
- ⑤ 職員には、採用時及び年 1 回の定期健康診断を実施すること。
- ⑥ 調理員及び調乳に携わる職員には、月 1 回検便を実施すること。

(8) 個人情報の保護

- ① 小規模保育事業の職員また職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報等を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。
- ② 個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ること。

(9) 安全対策

- ① 施設には消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画をたてること。
- ② 避難及び消火に対する訓練を毎月 1 回以上行うこと。

(10) 事故防止及び発生時の対応

事故の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずること。

- ① 事故が発生した場合の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- ③ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- ④ 事故が発生した場合は、速やかに区及び保護者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。
- ⑤ 事故の状況や事故に際して取った処置について、記録しなければならない。
- ⑥ 事故等の発生による補償を行うことができるように、賠償責任保険に加入すること。
- ⑦ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(11) 障害児保育

障害児保育を実施すること。

(12) 保護者、地域との信頼関係の構築

- ① 保護者との信頼関係を築くよう努めること。
- ② 保育施設の開設・運営にあたっては、同一建物内居住者または建物使用者及び近隣住民に十分な説明を行い、理解を得るとともに、地域との信頼関係を築けるよう努めること。

(13) 給食の提供

- ① 原則として自園で調理すること。ただし、子ども・子育て支援新制度で定められた連携施設または当該小規模保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する施設からの搬入による提供は可とする。
- ② 自園で調理を行う場合は、調理員を配置すること。
- ③ 給食の提供にあたっては、食中毒予防を含む衛生管理に努めること。
- ④ 給食提供日はサンプルを展示すること。

(14) 連携施設

事業の実施に当たり、条例第6条で定める事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（いずれも子ども・子育て支援法第7条第4項に規定する施設をいう。）を適切に確保すること。ただし、開設当初に連携施設の確保が困難な場合にあっては、平成31年度末までの確実な確保に向けての計画書を提出すること。

(15) その他

- ① 上乗せ徴収・実費徴収を行う場合は内容や金額を示し、区と協議を行うこと。
- ② 一時保育の実施等、多様な保育や地域の子育て支援ニーズに応えるための提案があれば協議すること。

6. 給付・補助金（案）

以下の(2)～(4)の補助事業は、予算の範囲内で実施します。国や東京都の補助を前提としているため、その状況によっては金額等が変動する場合があります。

(1) 地域型保育給付（保育料は事業者が保護者から徴収します。）

(2) 開設準備経費

賃貸物件の内部改修を行い、小規模保育事業を開設する場合に補助を行う。

	改修費・賃借料等（※1）
補助基準額（上限額）	3,200万円（※2）
補助率	15/16

（※1）改修費、賃借料及び開設準備に係る費用の合算

- ・改修費：小規模保育事業を実施する場合に必要な改修に係る費用（建物の躯体工事費等を除く内装工事費及び設計料の合算）
 - ・賃借料：既存建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に、貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（改修を前提とした賃貸借契約日以降分。敷金を除く。）にかかる費用
 - ・開設準備に係る費用：備品購入費用、開発申請手数料、登記料、職員研修費等
- (※2) 補助基準額については、一部高騰加算の適用となる場合があります。
- また、改修費等が補助基準額（上限額）を上回る場合、開設前の賃借料については1,200万円（上限額）までの補助が適用となる場合があります。

(3) 開設後賃料補助

- 開設から6年間の賃借料補助を行う。（開設後6年目の補助は文京区独自補助）
- 補助基準額：対象経費の実支出額と補助基準額（※）のうち少ない額－公定価格の賃借料加算
- 補助率：8分の7
- (※) 補助基準額
- | | |
|----------|-----------|
| 開設後1～5年目 | 年額2,250万円 |
| 開設後6年目 | 年額2,200万円 |

(4) 運営費補助

- ① 保育所運営費負担金：0歳児保育特別対策事業、11時間開所保育対策事業等
- ② 私立保育所事業運営補助金：延長保育事業、11時間保育事業等への加算
- ③ 保育士等キャリアアップ補助：保育士等のキャリアアップに取り組む事業者支援
- ④ 保育サービス推進事業：0歳児保育、0歳児の延長保育事業、障害児保育事業等
- ⑤ 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業：保育従事職員向けに宿舍・住戸を借り上げた事業者に対する家賃補助（上限額1戸あたり月額82,000円の7/8）

7. 区への提案協議について

提案・協議については、随時受け付けております。事前に電話等でご連絡の上ご来庁ください。協議に当たっては、区の担当者による候補物件の現地確認、既存運営施設の視察等を行います。

8. 計画承認申請書の提出

区との協議が整い次第、区が定める日までに計画承認申請に必要な書類（P12・13）を提出してください。

開設後において、地域の子育て家庭に対する支援等も含めた保育所の役割を果たし、円滑な運営を行うためには、地域と共生する施設であることが必要です。そのため、計画承認申請前に、地域住民に対し、保育所の整備に係る必要な説明が実施済みであることを基本とします。なお、近隣住民への説明時期、範囲等については、区と相談の上実施することとします。

書類の受領後、区で申請内容の審査を行い、計画承認の可否について決定し、その結果を申請者へ通知します。その際、施設の整備内容について意見等を付す場合があります。したがって、保育所整備に係る建築確認申請は、計画承認を受けた後に行うことを原則とします。なお、計画承認以降、計画を変更する場合には、必ず区と協議を行ってください。

計画承認に当たっては、区において、以下の項目を総合的に評価します。

- (1) 設置者に関すること
 - ① 法人の沿革・運営実績
 - ② 法人の財務状況
- (2) 立地・建物・設備に関すること
- (3) 運営方針に関すること
 - ① 定員設定
 - ② 職員体制
 - ③ 保育内容
 - ④ 給食
- (4) 提案内容の実現性等に関すること
提案内容の実現性・区の保育施策への理解など

【提出体裁】

- ① 指定様式以外は任意様式とし、A4（縦）左綴じとすること。
- ② 本文のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。（図表等は除く。）
- ③ 書類はP12・13「申請に係る提出書類一覧」の申請書類の区分ごとに分類し、書類間に項目名を記入したインデックスを付した台紙をはさみ、順番にパイプ式ファイル等に綴ること。
- ④ 目次及びページ番号を付けること。

※ 認可申請時も同様としますが、計画承認時と内容に変更がない場合、同じ書類の提出は原則不要です。

9. 認可までの手続き

(1) 認可申請書の提出

区が定める日（開設予定日の概ね60日前）までに必要な書類を揃え、認可申請書と併せて提出してください。ただし、検査済証、室内化学物質検査結果及び消防署からの検査結果通知書の写しについては、区の審査完了期限までにご提出いただければ構いません。

計画承認を経た案件の認可申請に対する審査は、計画承認時との変更点、計画承認の際の意見等への対応状況のほか、計画承認時では審査を行っていない施設長・職員の体制などが中心となります。

なお、申請書の提出と併せて、文京区子ども・子育て支援法施行細則第20条に基づく特定地域型保育事業者確認申請書（別記様式第17号）を提出していただいた場合、認可通知書と併せて申請への回答を送付することが可能です。

(2) 現地確認

区は、認可申請書の内容を審査するとともに、施設竣工後に現地確認を実施し、開設予定日の概ね20日前までに全ての審査を完了します。

(3) 認可

認可を行った場合は、認可通知書を設置者宛て送付します。併せて、文京区子ども・子育て支援法施行細則第20条に基づく確認通知書を交付します。

10. その他

- ・ 事業の実施にあたっては、区の保育行政を理解し、連携・協力のうえ進めていただきます。
- ・ 事業内容については、区と協議の上で変更して頂く場合があります。
- ・ 認可に際しては、必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります。
- ・ 提出書類の内容に事実と反する記載があった場合は認可の決定を取り消すことがあります。
- ・ 提出資料は認可手続き以外の目的で使用することはありません。
- ・ 原則として、提出書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は、文京区情報公開条例に基づく情報公開の対象となりますので、予めご承知おきください。
- ・ 区が必要と認める場合は、事業者の名称及び提案内容の一部（個人情報を除く。）を公表することがあります。
- ・ 本提案に関し必要な費用は、事業者の負担とします。

11. 問い合わせ先

文京区 子ども家庭部 幼児保育課 民間保育施設係

〒112-8555 文京区春日1-16-21（文京シビックセンター12階南）

電話番号 03-5803-1857（直通）

メールアドレス b311500@city.bunkyo.lg.jp

申請に係る提出書類一覧

区分	No.	提出書類	計画承認	認可申請
	1	計画承認申請書（別記様式第1号）		
	2	認可申請書（別記様式第1号の2）		
	3	誓約書（参考様式）		
	4	小規模保育事業認可申請概要（参考様式）		
職員関係	5	施設長予定者の履歴書、保育士資格証明書の写し、施設長要件を充足することを証する書面（勤務証明等）		
	6	職員の構成（参考様式）※履歴書、資格証の写し、雇用契約書の写し		
建物等の状況	7	工事等のスケジュール		
	8	案内図（最寄駅、園庭の代替とする公園の位置がわかるもの）		
	9	平面図（2か所2方向の避難路を記載すること）		
	10	配置図（施設周辺の状況、建物・保育室の配置状況がわかるもの）		
	11	建物の現況を示す写真（外観、周辺、内部の状況がわかるもの）		
	12	建物建築時の建築確認申請書、確認済証、検査済証の写し（ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書）		
	13	用途変更に係る建築確認申請書、確認済証の写し又は一級建築士による建築基準法等上の保育所の基準を満たしていることを証する文書		
	14	土地・建物等の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面の写し（賃貸借契約書等）		
	15	耐震診断報告書又は耐震診断補強工事実施済みを証する書類の写し（新耐震基準を満たしていない建物（昭和56年以前に完成した建物）の場合のみ）		
	16	室内化学物質測定結果（厚生労働省が定める基準以下であることが分かるもの）		
17	火災予防条例に基づく届出による消防署から通知される検査結果通知書（写）			
運営関係	18	小規模保育事業運営規程		
	19	就業規則（給与規定等を含む）		
	20	保育所のしおり又はパンフレット等（既存施設のものでも可）		
	21	重要事項説明書等		
	22	利用児童に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し		
	23	保育内容及び保育課程、指導計画、年間行事		
	24	乳児・幼児別の献立表（1か月分）		
	25	給食作業工程表、給食・調理・食育に関する方針		
26	第三者評価結果（直近1年分）			
法人関係	27	事業者の概要、法人の沿革・概要がわかるパンフレット等		
	28	法人登記事項証明書（直近3か月以内に発行された履歴事項全部証明書）		
	29	定款等		
	30	法人代表者の履歴書（本籍地記入不要）		
	31	直近の指導検査結果報告書等の写し（全運営施設分）		

財務関係	32	開設資金計画書		
	33	当該事業の収支計画書（開設後5か年分）		
	34	直近3年間の決算報告書		
	35	直近3年間の決算報告書に係る監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類		
	36	設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書		
	37	設置者全体の今後5年間の借入金等（償還）計画		
	38	会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（設置者が新規設立法人の場合）		
	39	預貯金残高証明書（直近1か月以内に発行されたもの）		
	40	法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税の納税証明書		